

静岡都市計画特別用途地区の変更（静岡市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区（西島・下島地区）	約 14 ha	特別工業地区内における建築物の制限は、建築条例による。
特別工業地区（平和町地区）	約 7.7 ha	
特別工業地区（蒲原地区）	約 63 ha	
特別工業地区（由比地区）	約 68 ha	
大規模集客施設制限地区	約 1,630 ha	大規模集客施設制限地区における建築物の制限は、建築条例による。
合 計	約 1,783 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路の計画変更に伴う用途地域の変更に合わせて、都市として調和のとれた質の高い土地利用を実現するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

駒越地区は、3・4・49号清水港三保線の計画変更に伴い、当該都市計画道路の中心線等を用途地域界の根拠に指定している区間において、当該都市計画道路の計画変更により用途地域界が変更となることから、用途地域の変更に合わせて、都市として調和のとれた質の高い土地利用を実現するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を本案のとおり変更する。

変 更 概 要

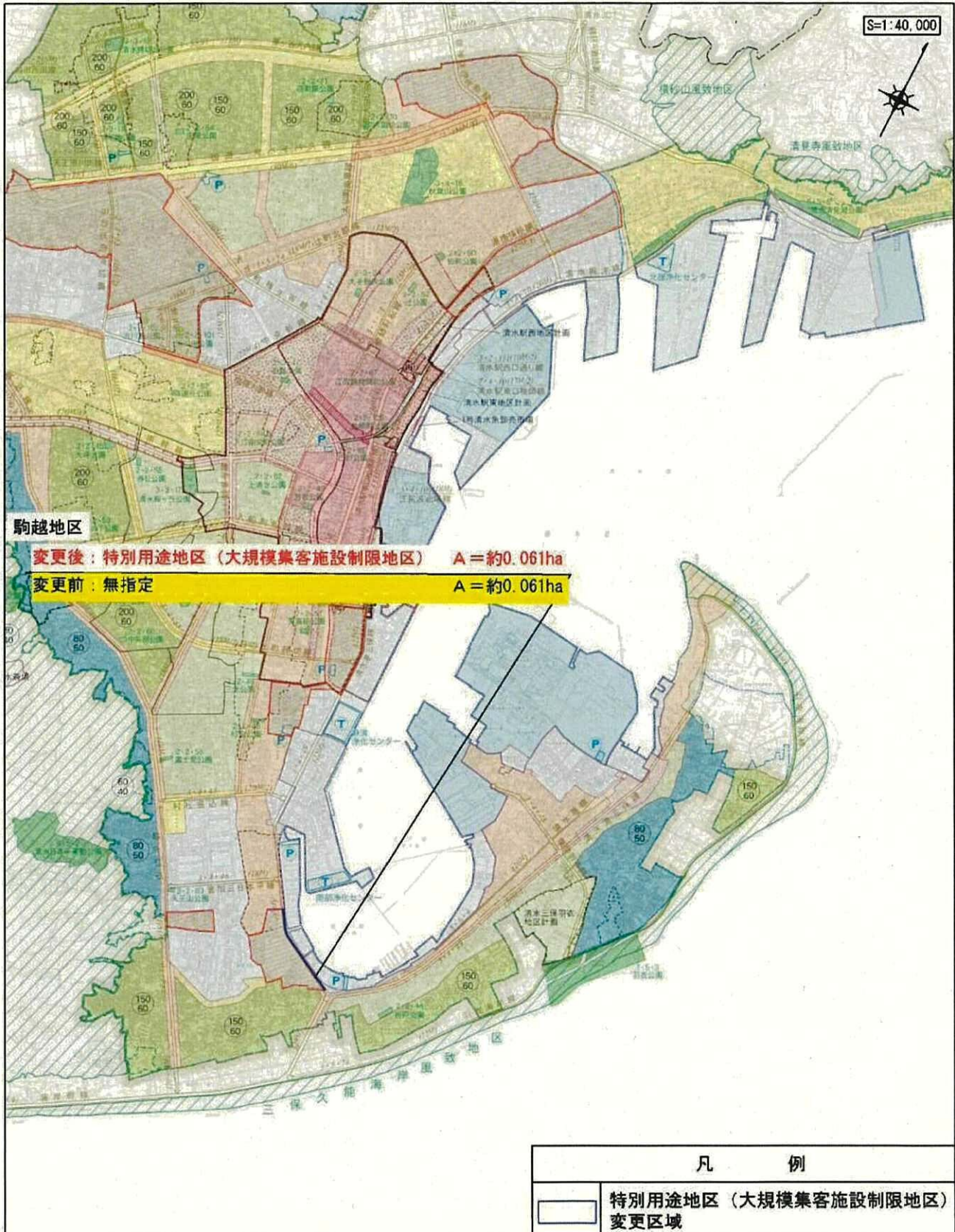
変更箇所別面積表

地区名	面積	変 更 前	変 更 後
駒越地区	約 0.061 ha	無指定	特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)

種類別変更前後面積表

種 類	変更前面積	増加面積	減少面積	変更後面積
特別工業地区	約 152.89ha	—	—	約 152.89ha
西島・下島地区	約 14.30ha	—	—	約 14.30ha
平和町地区	約 7.70ha	—	—	約 7.70ha
蒲原地区	約 63.00ha	—	—	約 63.00ha
由比地区	約 67.89ha	—	—	約 67.89ha
大規模集客施設制限地区	約 1,630.10ha	約 0.06 ha	—	約 1,630.16ha

位置図



拡大図

